

市第 165 号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成 6 年 9 月横浜市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「7 歳」を「9 歳」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「キまで」を「ケまで」に改め、同号キ中「同日以後の最初の 3 月 31 日」を「8 歳に達する日の属する月の末日」に改め、同号に次のように加える。

ク 対象幼児等が 8 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 9 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、8 歳に達する日の翌日

ケ 対象幼児等が 9 歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるときは、9 歳に達する日の翌日

第 4 条第 3 項中「カまで」を「クまで」に、「同号キ」を「同号ケ」に改め、同項第 7 号中「同日以後の最初の 3 月 31 日」を「8 歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(8) 8 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 9 歳に達する日の

属する月の末日までの間にある対象幼児等については、8歳に達する日の翌日

- (9) 9歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、9歳に達する日の翌日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

幼児等の医療費助成の対象年齢の引上げを図るため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。

（第1号省略）

- (2) 幼児等 $\frac{9}{7}$ 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外の者

（第3号及び第2項から第5項まで省略）

（医療費の助成）

第4条 （第1項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者

で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。

- (1) 対象幼児等の保護者に対する助成にあつては、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからケまでに定める日が、1月から6月までの間にある場合はその日の属する年の前々年の所得、7月から12月までの間にある場合はその日の属する年の前年の所得とする。

(アからカまで省略)

キ 対象幼児等が7歳に達する日の属する月の翌月の初日から8歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、7
同日以後の最初の3月31日
歳に達する日の翌日

ク 対象幼児等が8歳に達する日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、8
歳に達する日の翌日

ケ 対象幼児等が9歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、9歳に達
する日の翌日

(第2号省略)

- 3 前項第1号の場合において、同号アからクまでに定める日が1月から6月までの間にある対象幼児等又は同号ケ同号キに定める日が4月2日から6月30日までの間にある対象幼児等であつて、それらの保護者の前年の所得の額が前々年の所得の額に達しないときは、同号に掲げる所得は、次の各号に掲げる対象幼児等については、当該各号に定める日の属する年の前年の所得とする。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 7歳に達する日の属する年の7月1日から8歳に達する日の同日以後の最初の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、7歳に達する日の翌日
- (8) 8歳に達する日の属する年の7月1日から9歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、8歳に達する日の翌日
- (9) 9歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、9歳に達する日の翌日

(第4項省略)